~2024年問題に備える!~

働き方改革関連法の



ポイントと影響

「働き方改革関連法」が 2019 年 4 月 1 日から順次施行されておりますが、 2023 年 4 月より、中小企業も、月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が 50%以上へ引き上げられます。また、 2024 年 4 月からは企業規模を問わず、物流業界の運送業や建設業(自動車運転業務)へも時間外労働の上限規制が適用されます。この問題について、これまでに施行された働き方改革関連法の振り返りやこれから適用される働き方改革関連法のポイントと影響、また働き方改革の進め方について解説するセミナーを以下の通り実施いたします。 是非、 この機会に皆様多数のご参加をお待ちしております。

【主な講座内容】

- ◎既に、全産業に施行されている働き方改革関連法の確認
- ◎これから適用される働き方改革関連法のポイントと影響
 - ・月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ… 中小企業は 2023 年 4 月 1 日より施行。(大企業は既に実施済み。)
 - ・時間外労働の上限規制…企業規模を問わず運送業や建設業 〔自動車運転業務〕は 2024 年 4 月 1 日より施行。
 - (一部業種・業務を除いて、その他の大・中小企業は既に実施済み。)
- ◎働き方改革の進め方

[日時] 令和6年 1月 22日(月)

14:00~16:00

【会場】自社・お店(※オンライン Zoom 視聴)

【定員】30名(定員になり次第締め切ります。)

【対象】中小・小規模事業者(会員・非会員問わず。)

申込方法 申込み先 WEBフォーム(右記 QR)に必要事項をご入力頂 くか、または下記申込書をご記入のうえ、FAX にて、1月17日(水)までにお申込み下さい。



【講師プロフィール】

株式会社LM&C 代表取締役 社会保険労務士



宮子 智子 氏

社会保険労務士、産業カウンセラー、1級ファイナンシャルプラニング技能士、東京都事業承継促進事業専門員。中小企業向けの労務管理・職場改善のコンサルティングを行い、25年超の現場経験にて、社会保険労務士400人以上在籍する「一般社団法人採用定着支援協会」に所属。また、全国各地の商工団体でのセミナー講師としても活躍中。

≪オンライン Zoom 受講方法≫

- ※事前に Zoom 招待URL招待をメールでお送りします。
- ※事前に手元用の資料をメールでお送りします。
- ※当日は、インターネットへの接続と音声出力が可能なパソコン等をご用意のうえ、受講して下さい。

☞ 直方商工会議所 経営相談課 (TEL0949-22-5500)

1/22(月)開催 ~2024年問題に備える!~「働き方改革関連法のポイントと影響」受講申込書 ※このままのサイズで送信して下さい。

直方商工会議所 行(FAX 0949-25-0471)

令和 年 月 日

事業所名					TEL	
所在地					FAX	
受講者名			業種		E-mail	